

平成 28 年 9 月 15 日

株式会社 ユーザベース

代表取締役社長（共同経営者） 新野 良介

代表取締役社長（共同経営者） 梅田 優祐

問合せ先： 管理ユニット 03-4574-6552（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「企業価値の最大化を達成し、株主、取引先、従業員等のステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実により経営の機動性、透明性及び健全性を高めることが経営の最重要課題であると認識する」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
梅田 優祐	618,000	28.34
新野 良介	618,000	28.34
稲垣 裕介	216,000	9.91
Globis Fund III, L.P.	193,633	8.88
Financial Intelligence Services Ltd.	105,000	4.82
マネックスベンチャーズ株式会社	71,926	3.30
プログビジネスファンド投資事業有限責任組合	66,000	3.03
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合	61,328	2.81
Globis Fund III (B), L.P.	55,577	2.55
竹内 秀行	42,000	1.93

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 大	他の会社の出身者								○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 大	○	松本大氏は、当社のサービスの販売先であるマネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社の取締役であります。また、マネックス証券株式会社は、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場する際の当社株式の引受幹事証券会社の一社であります。また、マネックスグループ株式会社の子会社であるマネックスベンチャー株式会社は、当社の大株主であります。なお、2016	松本大氏は、金融事業及びインターネット事業における豊富な経験と、上場企業の経営者としての幅広い見識を有しております。また、左記のとおり、同氏が取締役を兼務するマネックスグループ株式会社及びマネックス証券株式会社は、当社のサービスの販売先であります。その取引額は当社の売上高の0.2%程度であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、左記のとおり、マネックス証券株式会社は当社株式

		<p>年9月15日現在のマネックスベンチャーズ株式会社の当社株式保有割合は3.00%です。</p>	<p>の引受証券会社の1社ではありますが、取引の性質上、頻繁に継続的な取引も発生しないため、上記同様に一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、左記のとおり、同氏が取締役を兼務するマネックスグループ株式会社の子会社であるマネックスベンチャーズ株式会社は当社の大株主ではありますが、当社がマザーズ市場に上場した後の保有割合は3.00%未満になる見込みであり、上記同様に一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。以上の理由により、同氏は独立性を有していることから、独立役員として指定しております。</p>
--	--	---	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、会計監査人及び内部監査チームは、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
嶋田 敬子	公認会計士														
琴坂 将広	学者										△				
松本 真輔	弁護士														

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
嶋田 敬子	○	—	嶋田敬子氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
琴坂 将広	○	—	琴坂将広氏は、経営コンサルティング会社での勤務経験があり、経営管理における豊富な

			<p>経験を有しております。また、同氏は、左記のとおり、過去に当社の子会社と取引はありましたが、その取引額は僅少であり、現在において取引は解消されているため、当社が株式を上場する金融商品取引上に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。</p>
松本 真輔	○	—	<p>松本真輔氏は、弁護士であり、企業運営における専門的な法務知識・経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引上に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。</p>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と、対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を採用しております。</p>
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、常勤監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と、対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を採用しております。</p> <p>各対象者への付与数は、株主総会において承認された枠内で、在籍期間とタイトルに応じて、決定して</p>
--

おります。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の協議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理ユニットにおいて行っており、議案内容の事前説明、会議資料の事前配布、会議の運営サポート、議案内容の補足説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動方針・状況を報告・共有する経営会議を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令のもと、業務執行しております。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名(うち、社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

また、業務執行は、執行役員5名を選任し、権限移譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成され、1名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき

監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査チーム及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

c. 経営会議

当社では、下記それぞれの経営会議を開催し、経営の重要事項を共有し、各ユニットからの報告事項が上程されており、経営の透明性を図っております。

会議名	構成員	開催頻度
全社執行役員会議	当社グループの常勤取締役・執行役員・常勤監査役、管理ユニット経理チームリーダー	原則毎月1回
SPEEDA 経営会議	「SPEEDA」事業担当の常勤取締役・執行役員・出席を要するものとされたユニット長、常勤監査役	原則毎週1回
NewsPicks 経営会議	株式会社ニューズピックスの常勤取締役、常勤監査役、当社グループ管理担当執行役員、その他出席を要するものとされたユニット長	原則毎週1回

d. 内部監査

当社では、専担部門としての内部監査部門は設置しておりませんが、管理担当執行役員及び代表取締役の承認により指名された内部監査担当者によって編成する組織横断的な内部監査チーム（責任者1名、担当者8名、オブザーバー2名）が内部監査を実施しております。内部監査責任者は、管理ユニットで然るべき責任のある者が担っております。また、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己が所属するチーム以外について内部監査を実施しております。

e. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

f. リスク管理委員会

当社ではリスク管理規程を制定し、役職員は業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減に必要な措置を講じることとしております。さらに、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、6ヶ月に1度定期的又は必要がある場合にリスク管理委員会を開催しております。

g. コンプライアンス委員会

当社ではコンプライアンス規程を制定しており、コンプライアンス規程に違反する事象が発生した場合には、取締役会において指名された取締役COOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置することとしております。また当社では内部通報制度を導入しており、仮に内部通報が行われた場

合、内部通報窓口責任者は通報内容を調査し、内部通報報告書に取り纏めて、コンプライアンス委員会に報告することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。当社では、社外取締役及び社外監査役の有する会社経営、会計財務、企業法務等に関する経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。今後もガバナンス体制の向上を継続して検討してまいります。現状においては監査役会設置会社としての現体制を基礎に、ガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送を努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるとともに、出席しやすい場所（ホテル・貸会議室等）を確保いたします。
その他	株主総会招集通知について、上場後は自社ホームページへの掲載を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に個人投資家向けに実施することを計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は、四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、主要な機関投資家への訪問を計画しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当該IR専門サイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、管理ユニットが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループのコンプライアンス規程では、ステークホルダーの立場の尊重について以下のとおり規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社、役員および従業員一同が、顧客、取引先、株主等に対し、本規程を行動の基本とすることを確認し遵守のうえ、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めるものとする。 <p>また、同規程では、株主・投資家・投資機関との関係において、以下を規定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主に対して、適切な情報開示を実施して透明性の高い経営を行う。 2. インサイダー取引を禁止する。 3. 株主市場における風説の流布、相場操縦や株式の空売りを禁止する。 4. 総会屋等への利益供与を禁止する。 5. 有価証券報告書等や会計帳簿の虚偽記載を禁止する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社では、CSR活動として、以下のような取り組み（例示）を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者の社会参加と自立を目的に設立された「おかしやパレット」による定期的な物品販売 ・東京プライドパレード（LGBTQの存在や人権に対する意識を高め、コミュニティーの人との対話を通じて、色々な愛の形を尊重する社会を実現することを目的としたパレード）への参加 ・外部講師を招聘しての、女性の働きやすさ、男性の家事・育児参加等に関する社内研修の実施 ・「NewsPicks」広告枠にCSRに関する広告を無料掲載 <p>その他さまざまな活動を行っておりますので、詳しくは以下の当社CSRブログをご参照下さい。</p> <p>http://csr-jp.uzabase.com/</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年10月16日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守

を周知徹底する。

- ② 取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営に関する重要な業務執行を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- ③ 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- ④ 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- ⑤ 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役監査規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
- ⑥ 他の業務執行ユニットから独立した代表取締役直属の内部監査チームは、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査チームは組織横断的に組成されるものとする。その結果は、被監査ユニットにフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ⑦ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内コンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- ⑧ 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。
- ⑨ 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- ② リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- ③ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎

月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ② 常勤取締役、ユニット責任者、常勤監査役からなる事業別の経営会議を原則週1回開催し、事業の方針と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。また、当社グループの常勤取締役、執行役員、常勤監査役からなる全社執行役員会議を原則月1回開催し、グループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。
- ③ 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きについては、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程マニュアルを整備・運用するものとする。
- ② 当社リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
- ③ 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、監査役、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。

f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役会からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合、取締役は監査役と補助すべき人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査役の補助にあたらせる。
- ② 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該従業員の取締役会からの独立性を確保するものとする。

g. 当社の取締役及び従業員ならびに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。
- ② 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する体制を整備する。

- ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた当社及び子会社の取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
 - ④ 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査役に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、会計監査人、内部監査担当と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - ② 監査役は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。
 - ③ 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- i. 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
 - ② 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - ③ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける方針・基準として、「反社会的勢力対策規程」を定め、「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ことを基本方針としております。

当社の主要な会議などの機会を利用してその内容の周知徹底を図るとともに、新規取引先に対する調査並びに継続取引先に対する定期調査（年1回以上）を実施しております。また、契約書の締結に当たっては原則として反社会的勢力との関係がない旨の表明保証を付すことにより、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

なお、反社会的勢力対策規程において、反社会的勢力が当社グループに接触してきた場合の対応について定めており、管理ユニットの従業員同席の下で面談することとしており、管理ユニットの従業員は面談記録を正確に記録することとしております。また、不当要求があった場合は直ちに警察に届け出ることとしております。また、不当要求防止責任者を選任し、不当要求防止責任者講習を受講しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

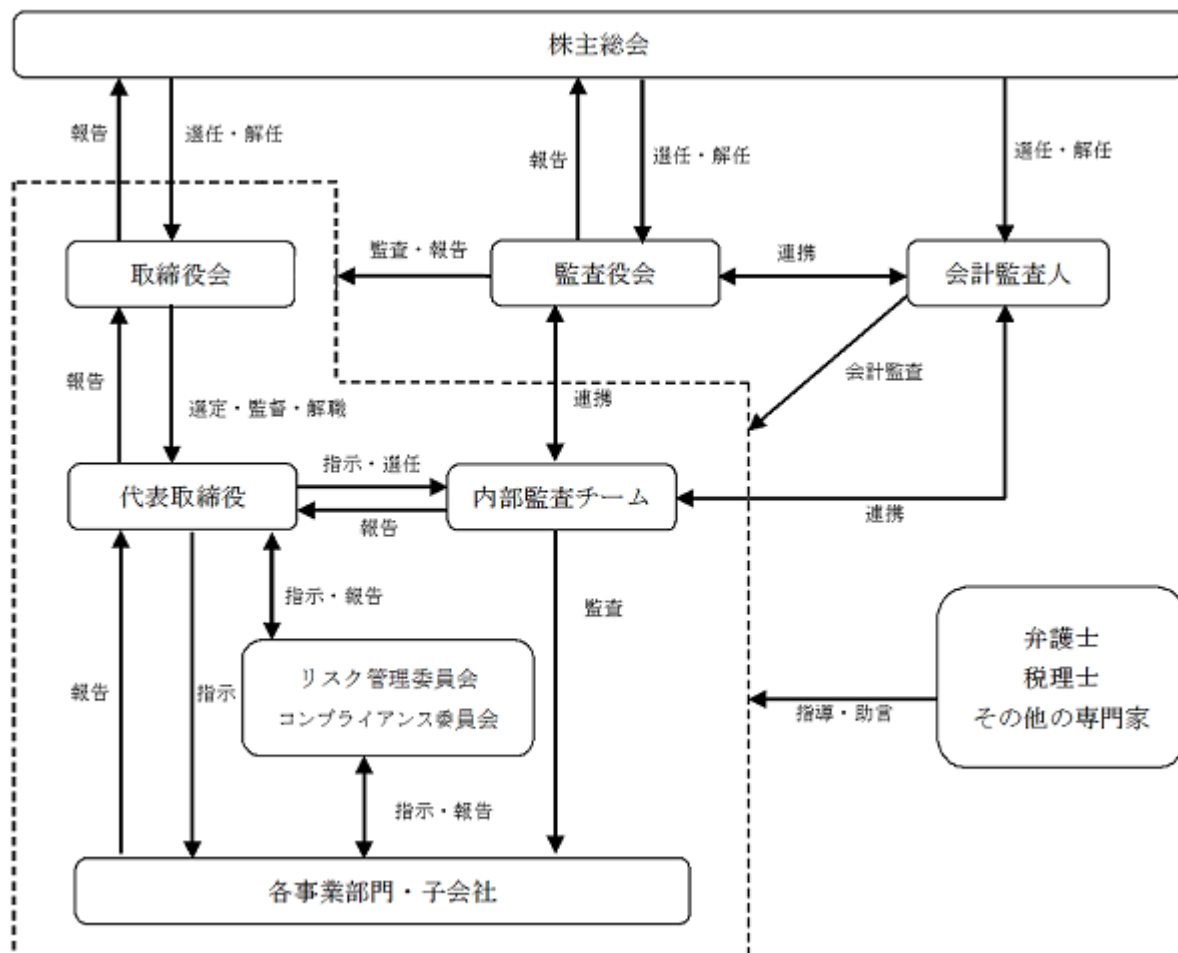
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません

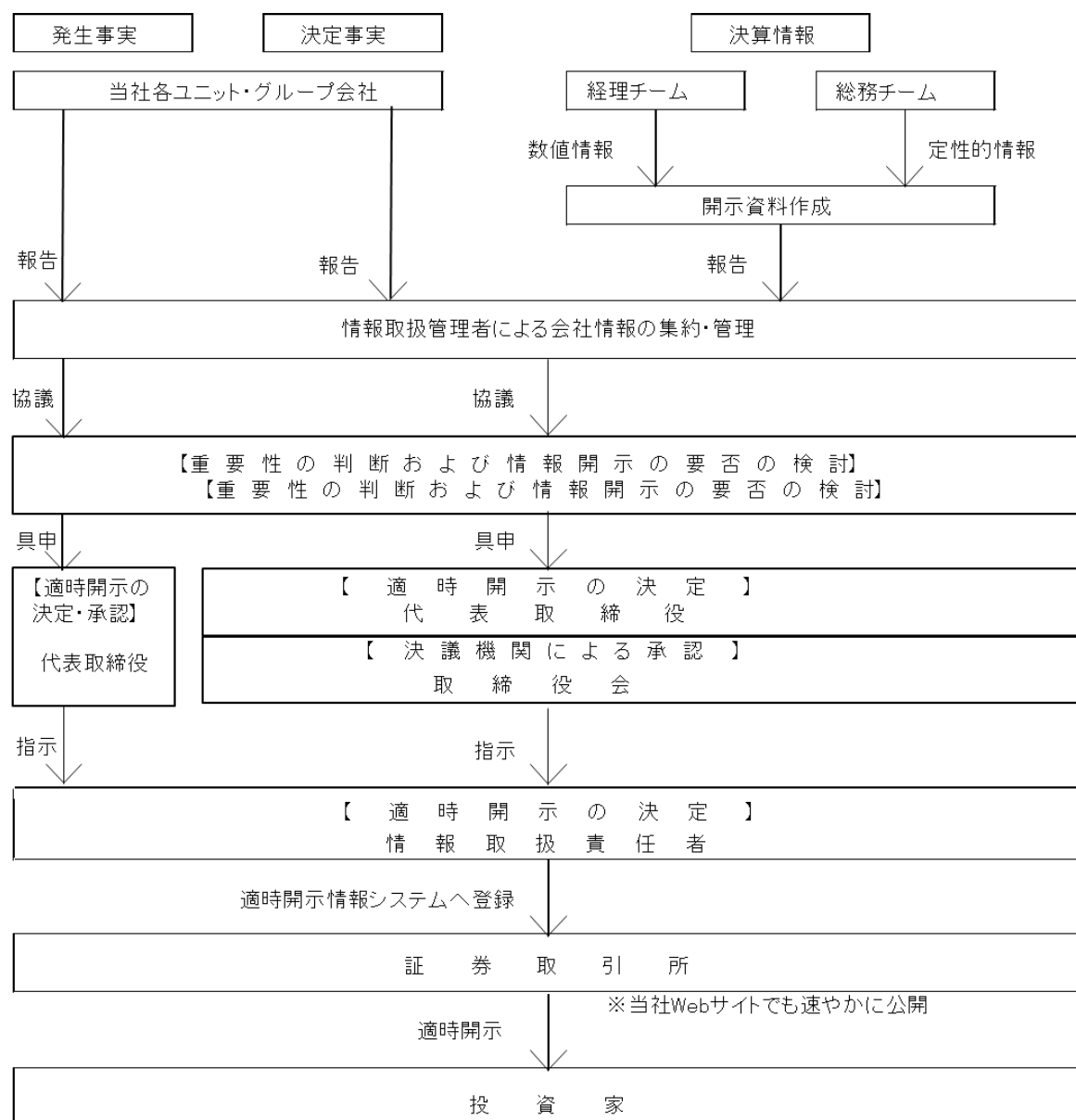
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<p>【コーポレート・ガバナンス体制について】</p> <p>「模式図（参考資料）」をご参照ください。</p> <p>【適時開示体制の概要】</p> <p>当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。株主・投資家等にとって有用な情報について積極的かつ適時・適切に開示できるよう、また理解を得られるよう努めております。当社では、情報収集・報告、書類の起案、機関・会議体への上程・関係ユニットとの協議・通知等を義務付けることにより、重要な情報が当社経営陣及び適時開示担当ユニットである「管理ユニット」に伝達、集約される体制を構築しております。また、収集した情報群は逐次、情報取扱管理者に集められ、証券取引所の開示基準に該当するか否か、具体的開示方法に関する分析・判断を行って、開示すべき情報は適時に情報開示を行います。また、社員に対する周知・啓蒙については、経営者のディスクロージャーへの取組み方針や、開示情報の項目等についてはインサイダー取引防止策とともに、階層別研修会などで随時教育しております。</p> <p>適時開示手続きに関する事務フロー図は「適時開示体制の概要（模式図）」のとおりであります。</p>
--

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上